

65歳以上の人の保険料の額は

7月下旬に通知します

問合せ 高齢介護課介護保険係

段階区分	対象	保険料率	保険料年額
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.40	22,080円
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	基準額×0.70	38,640円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1または第2段階に該当しない人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	市町村民税本人非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.85	46,920円
第5段階	市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない人	基準額	55,200円
第6段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	66,240円
第7段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	71,760円
第8段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第9段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	93,840円
第10段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80	99,360円
第11段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	104,880円
第12段階	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	110,400円

保険料は大切な財源です

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。介護サービスの提供に必要な費用は、全体の22%を65歳以上の人の保険料とし、残りは40歳から64歳までの人の保険料や税金などの公費で賄うことになっています。1人ひとりの保険料が介護の負担を支えています。

保険料の額は

7月下旬に通知します

65歳以上の人は保険料を市に納めます。平成28年度の保険料額は、市町村民税の額が確定したあと、7月に決定します。

決定後に納める保険料額は、28年度の保険料額から4月、6月の納付額を差し引いた額です。各納期に納める保険料額と納付方法は、7月下旬に送付する「介護保険料納入通知書」でお知らせします。

【保険料の決め方】

65歳以上の人の保険料の額は、毎年4月1日現在（年度の途中で資格を取得した場合は資格取得日）の世帯状況で所得に応じて12段階に分かれます。年度の途中で資格を取得または喪失した人は、月割りで計算します。

【保険料の納め方】

保険料の納付時期は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回です。年金の額や種類によって納め方が異なります。

●65歳以上で、年金が年額18万円以上の人（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象）
年金から天引きされます。年度の途中で資格を取得した人は、取得後約8か月後から天引きされます。

●右記以外の人
口座振替または納付書により納めます。

【保険料を納めないう】

年金や不動産、預貯金などの財産を差押えます。また、介護保険サービス利用時に厳しい措置がとられます。

・1年間滞納した場合

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。8割または9割相当分は後で市から払い戻します。

・1年6か月滞納した場合

市から払い戻されるはずの給付費（8割または9割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。

・2年以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

【徴収猶予と減免】

災害などの特別な事情や生活困窮による保険料の徴収猶予または減免の制度があります。詳しくは、高齢介護課へご相談ください。